

総合振込・給与振込サービス規定

(DVD用) (2025年4月改定)

1. (基本事項)

当方は、総合振込金あるいは給与振込金を当方が指定した貴行本支店または、貴行以外の金融機関本支店の預金口座へ振込むための振込依頼明細連絡をDVDにより行うものとします。

2. (総合振込・給与振込)

- (1) 当方は当方の指定した貴行の本支店名あるいは貴行以外の金融機関の本支店名、振込指定日、入金人名、科目、預金口座番号、振込金額等の所定の項目を記録した振込依頼明細を本契約により取り決めた時限迄に貴行所定の部署へ送付します。
- (2) 当方が給与振込を行う際には、あらかじめ振込口座照会票により、貴行を通じて入金口座の確認を行います。
- (3) 当方は振込依頼明細を送付時に、当該データ分の振込指定日、合計件数、合計金額を貴行所定の送付書に記入し、振込資金払出口座の届出印を押印し、DVDに添付します。
- (4) 前記送付書の記載内容と当該データ分との振込指定日、合計件数および合計金額の一致を確認したうえ、貴行指定の日に本契約にて届け出た貴行の当方名義の口座より振込資金を払出しのうえ、振込手続を行ってください。

なお、払出手続については、当座勘定規定、普通預金規定にかかわらず、当座小切手の振出または預金通帳および同払戻請求書の提出を省略しますので、貴行所定の方法で処理してください。

- (5) 当方は貴行所定の手数料を貴行所定の日に本契約にて届け出た当方名義の口座より前項に準じて支払います。なお、為替手数料を貴行所定の日に一括して支払う場合は、本項にかかわらず別途貴行所定の契約を締結します。

3. (免責条項)

- (1) 前記の取扱による振込資金の払出処理については、万一紛議が生じても貴行にはご迷惑をかけません。
- (2) 貴行が振込または納付手続を行う際に貴行の責によらない通信機器、回線及びコンピュータ等の障害ならびに電話の不通により、取引が遅延したり、不能になった場合、そのために生じた損害については異議は申し立てません。

4. (組戻し、変更、解約等)

- (1) 振込依頼明細の授受完了後振込を取消す場合は直ちに組戻しの手続を行います。
- (2) 資金決済口座その他届け出の内容に変更があった場合は貴行所定の書面により直ちに貴行の取扱店に届け出いたします。
- (3) 本サービスを解約する場合は貴行の取扱店に届け出いたします。

5. (本サービスの廃止)

当行は、当行ホームページへの掲載その他の当行が相当と認める方法により公表することにより、

当該公表の際に定める相当な期間を経過した日において、本サービスの全部または一部を廃止することができるものとします。

6. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上